



J R根岸線「新杉田駅」下車 徒歩約7分
シーサイドライン「新杉田駅」下車 徒歩約7分
京浜急行線「杉田駅」下車 徒歩約15分

【駐車場について】

- 療育センター駐車場(公園側、スポーツセンター側の2か所)、新杉田公園駐車場が利用できます。(磯子スポーツセンター駐車場はご利用になれません)
- 台数に限りがありますので、公共の交通機関のご利用をお勧めします。
- 駐車場が満車の場合は、近隣の有料パーキングをご利用ください。

横浜市南部地域療育センター

〒235-0033

横浜市磯子区杉田 5-32-20

☎ 045-774-3831 (代表)

Fax 045-772-6227

受付時間：月～金曜日 午前8:45～午後5:15

(土曜日、日曜日、祝祭日はお休みです。)



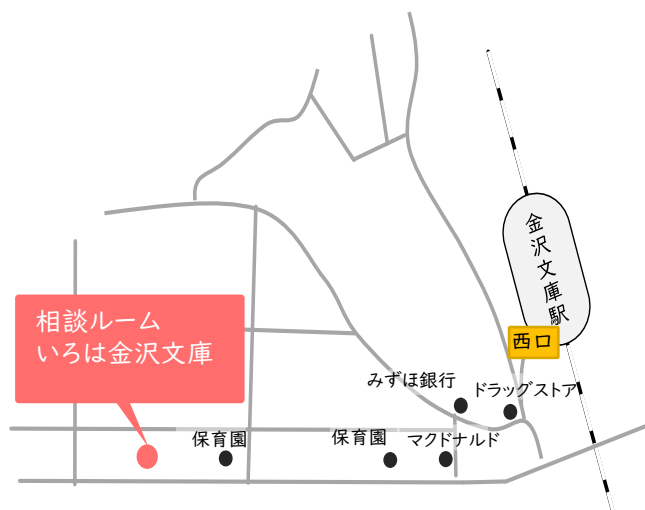
ホームページ

横浜市南部地域療育センター 相談ルーム いろは 金沢文庫

ソーシャルワーカー、保育士、心理士がお子さんの遊びの場、保護者の方が相談できる場、関係機関の連携事業などを行っています。

当センターに相談の申し込みをしてから療育サービス(療育グループや通園施設、スタッフによる個別のフォロー)を利用するまでの間利用することができます。

※小学校入学前のお子さんが対象です



〒236-0042

横浜市金沢区釜利谷東2-14-9 旭ビル3階

(京浜急行線「金沢文庫」駅 西口より徒歩4分)

☎ 045-374-6426

Fax 045-374-6427

横浜市南部地域療育センター

利用のご案内

乳幼児期から学齢期(小学生まで)のお子さんの発達に関するご相談をお受けしています。

養育に工夫が必要なお子さんの診療や検査、指導や訓練、通園療育、家族支援などを行うセンターです。

横浜市の南部地域(磯子区、金沢区)にお住まいの方々へサービスを提供しています。

1985年8月に横浜市が設置し、

社会福祉法人青い鳥が運営しています。

○どんなご相談ですか？

言葉が遅い、人のかかわりが難しい
こだわりが強い、集団生活が苦手
落ち着きがない、友達と遊べない
運動発達が遅い、動作や手先が不器用
発音がはっきりしない、耳の聞こえが心配
どもる、その他()

このセンターには、

- ① 相談・地域サービス
 - ② 診療所
 - ③ 児童発達支援センター・児童発達支援事業所
- という3つの機能があります。

① 相談・地域サービス

地区を担当しているソーシャルワーカーがご相談の窓口になります。サービスを有効に活用していただけるよう、ソーシャルワーカーが中心となり、ご相談をお受けしています。

地域連携

療育センターは、幼稚園・保育園・こども園、小学校、地域の自主訓練会、福祉保健センターなど、地域の施設や機関と連携を図っています。※幼稚園・保育園・こども園には園からの依頼を受けて巡回訪問をしています。訪問時に対応をご希望の方は、園にその旨お伝えください。

制度利用

福祉制度の活用、地域資源の情報、サービス利用についてなどのご相談に応じます。

センターの利用の仕方だけでなく、地域の幼稚園・保育園・学校の情報や福祉制度・社会資源の情報など、分からないことがあった時や困った時にはソーシャルワーカーにご連絡ください。

② 診療所

各科（児童精神科、リハビリテーション科、耳鼻科）の医師がお会いします。また必要に応じ、臨床検査技師が脳波検査をします。

評価・指導をおこなうスタッフ

臨床指導科

- 臨床心理士
発達や集団あそび、人とのかかわりについて
- 言語聴覚士（ST）
言葉の発達や発音、聞こえなどについて

訓練科

- 理学療法士（PT）
おすわりや歩きなど運動機能の発達について
- 作業療法士（OT）
あそびや作業活動を通しての、不器用さや運動面、基本的生活動作について

早期療育科（のびのび）

2・3歳児向け

親子での参加になります。
週1回（8ヶ月）お弁当持参 10時～13時
グループ活動を通して、お子さんの得意なところや苦手なところ、発達のこと、次の進路についてなど、保護者と職員が一緒に考える場です。

診療所は保険診療機関です。
健康保険証、各種医療証が必要です。

③ 児童発達支援センター

にこにこ・青い鳥

3・4・5歳児向け

心身の発達に遅れや障害のあるお子さんに対して、あそびや生活場面を通し、総合的な療育指導を行う、通園施設です。
お子さんの発達（生活）支援、家族支援をねらいとしています。

児童発達支援事業所

はらっぱ

5歳児向け

知的に遅れがなく発達障害やその疑いがあり、集団生活や家庭生活において配慮が必要なお子さんが対象です。少人数のグループ活動を通じ、友達のかかわりや集団生活におけるルールを身につけていきます。

* 「はらっぱ」は、療育を行う建物が違います。

横浜市磯子区中原 1-1-5 新杉田ビル 2F・3F

児童発達支援センターと児童発達支援事業所は、児童福祉法に基づくサービスです。障害児通所受給者証が必要になります。